2　経済連携協定に基づく関税の緊急措置等の対象となる国際約束に日ＥＵ協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の二関係）

3　日ＥＵ協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品を指定し、その修正の適用に関する所要の規定等（輸入数量の算出方法等）を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の四、第一四条、第一六条、第一八条、第一九条、第一九条の二、第一九条の四、第一九条の六～第一九条の一一及び別表第一関係）

4　日ＥＵ協定に基づく関税の免除の対象とならない加工又は修繕を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第三一条の二関係）

5　日ＥＵ協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第三二条関係）

6　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定された「特定役務」の定義に、日ＥＵ協定に規定されたサービスを追加することとした。（国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第二条関係）

7　日ＥＵ協定において関税割当制度の対象としている物品の指定及びその割当方法等に関する所要の規定を整備することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第二条及び別表第一関係）

8　ＥＵ加盟国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間等を定めることとした。（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第二条、第四条及び第六条関係）

9　この政令は、日ＥＵ協定の効力発生の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（経済産業省）

1　エリトリアを仕向地とする貨物に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要しないこととした。（別表第三の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三四二号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（本則関係）

㈠　二―フルオロ―三―プロピル［一・一・二・二・三・三―テルフエニル］―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（本則関係）

㈠　ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四パーセント以下を含有するものを除く。

㈡　三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―Ｎ―［（三Ｒ）―一・一・二―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一Ｈ―インデン―四―イル］―一Ｈ―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―Ｎ―［（三Ｒ）―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一Ｈ―インデン―四―イル］―一Ｈ―ピラゾール―四―カルボキサミド三パーセント以下を含有するものを除く。

㈢　メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一パーセント以下を含有するものを除く。

㈣　モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六パーセント以下を含有するものを除く。

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。

政　令

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十七号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号から第五号まで」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「排除措置命令の執行後及び」を「排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後、排除措置命令の執行後並びに」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　排除措置計画及び排除確保措置計画の認定に関すること。

第四条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第十八条第十四号中「排除措置命令」を「排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後並びに排除措置命令」に改める。

第十九条中「基づく」の下に「排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、」を加え、「及び競争回復措置命令」を「並びに競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査」に改める。

附　則

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三